

視聴覚的実演に関する北京条約

(2012年採択、未発効)

条約の趣旨

- デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した実演家(俳優・舞踏家等)の権利の保護

保護の対象

- 視聴覚的実演 = 音や映像のパフォーマンス
- 生の実演+DVD等に固定された実演

条約成立の経緯

- 1996年12月:実演・レコード条約の採択(音による実演のみが対象)
- ↓
- 2012年6月:本条約の採択
 - 2013年12月現在:2カ国(シリア、ボツワナ)が締結
米、英、仏、独、伊、中、EU等において締結に向けた動き
 - 30箇国の批准・加入で発効

規定の内容



- 実演家の権利(著作隣接権)の保護【第5条～第11条】
 - 人格権 = 氏名表示権・同一性保持権(名誉等を害する改変の禁止)
 - 財産権 = 実演の録画・複製・放送等の許諾権
- 技術的手段(コピープロテクション等)の回避の防止【第15条】
- 電子透かし等により付加された権利管理情報の改変の防止【第16条】



条約締結の意義

- 国際的な規範の確立 → 締約国内で我が国の実演家の視聴覚的実演に関する権利が保護される
- 我が国が交渉をリード → 条約の早期発効に向け率先して締結 → 実演家保護の国際的な取組に貢献
(我が国は、公の場におけるDVDの再生等につき条約に基づく留保を付す予定)

※ 実演家団体から強い要望あり